ChatGPT と知的財産法　－創薬研究への応用と新たな課題－

日本大学法学部･大学院法学研究科　教授

加藤　浩

ChatGPT は、研究開発に関連する情報をネットから収集して、新しい研究テーマを検討するための参考にするためのツールとして利用することができる。また、ChatGPT は、人間の文章を解釈し、対応する回答文を作成することができるため、研究論文の作成に活用できる。このように、ChatGPT は、研究活動にとって今後の期待が大きいが、課題やリスクも伴うため、現在、その取り扱いについて、国際的に議論がなされている。

ChatGPT の課題の一つに、著作権法上の問題がある。ChatGPT により作成された文章は、著作物の要件である思想・感情がないものである可能性があり、それゆえ、著作物性の有無や著作者の認定について問題になる可能性がある。また、ChatGPT は、ネット上の他人の著作物を無許諾で利用して文章を作成するため、ChatGPT により作成された文章を使用すると、他人の著作権を侵害するおそれがある。

また、秘密情報管理の問題もある。ChatGPT により作成された文章に、未公開にすべき情報（営業秘密）が含まれている場合には、これを研究論文に記載して公開すると、不正競争行為（営業秘密の侵害）として法律に違反する可能性がある。なお、未公開にすべき情報を管理する側の問題もある。

また、ChatGPT により作成された文章に、特許出願前の発明情報（秘密情報）が含まれている場合には、これを研究論文に記載して公開すると、発明の新規性や進歩性を喪失し、その後、特許出願しても、原則として特許を受けることができない。なお、新規性喪失の例外適用（論文発表、学会発表等の後に特許出願する場合の例外的な取扱い）にも影響する可能性がある。

また、個人情報や安全保障に関する情報については、公開が制限されている場合があり、ChatGPT により作成された文章に、これらの情報が含まれている場合には、個人情報保護法や安全保障関連法において問題になるおそれがある。とくに、安全保障については、機微な技術（軍事技術など）について非公開とする特許非公開制度（秘密特許制度）の導入が予定されており、ChatGPT が特許非公開制度に与える影響について懸念される。

本発表では、このような視点から、ChatGPT と知的財産法の課題について説明し、今後の方向性として、ChatGPT の創薬研究への応用と新たな課題について解説する。

【略　歴】

1990 年 3 月　東京大学大学院薬学系研究科（修士課程）修了

1990 年 4 月　経済産業省（特許庁）入庁（2009 年 3 月まで勤務）

1997 年～1998 年　ハーバード大学メディカルスクール（留学）

2005 年～2007 年　政策研究大学院大学助教授（経済産業省から出向）

2008 年 3 月　東北大学工学研究科（博士後期課程）修了（博士号の取得）

2009 年 4 月　日本大学法学部・大学院法学研究科教授（現在に至る）

2009 年 6 月　弁理士登録（青山特許事務所）

2017 年 4 月　日本大学国際知的財産研究所を兼務（研究所長）

2019 年 4 月　日本大学産官学連携知財センターを兼務（副センター長）